

平成29年4月18日

〒141-0032

東京都品川区大崎四丁目1番2号 ウィン第2五反田ビル3F

株式会社ウォーターダイレクト

代表取締役 長 野 成 晃 様

〒464-0075

名古屋市千種区内山三丁目28番2号 KS千種ビル6階F

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉 浦 市 郎

(連絡先) 事務局長 野 澤 厚 美

電話 052-734-8107

FAX 052-734-8108

差止請求書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平成29年1月31日付「『再々申入書』に対する回答書」を受け取りました。貴社の上記回答書によると、当法人の再々申入れに対し、利用規約の現状を維持されるとのことです。

しかし、以下に述べますとおり、消費者契約法上問題があります。

したがって、当法人は、貴社に対し、消費者契約法第41条第1項の請求として、本差止請求書を差し出します。

本書が到達した時から1週間を経過した後には、当法人は、貴社に対し、消費者契約法第12条、第41条以下に定める差止請求に係る訴えを提起することができません。

つきましては、本差止請求に対して、本書到達後1週間以内に文書で貴社の対応をご回答下さい。

なお、回答の有無及び回答内容は公表することがあることを申し添えます。

第1 請求の要旨

当法人は、貴社に対し、貴社が、消費者との間でウォーターサーバーによる飲料水の提供、利用の契約を勧誘、締結するに際し、下記趣旨の条項を含む契約の勧誘、締結を行わないこと、同内容が記載された書面、電子データを破棄すること及びこれらを貴社内で周知徹底させる措置をとることを請求する。

- 1 「初回お届け日の月末を起算日として、ご契約期間中においてご解約された場合は、スタンダードプランをご契約の場合、12,500円（税込13,500円）、ずっとアイディールプランをご契約の場合、13,500円（税込14,580円）をそれぞれ解約手数料としてお支払いいただきます。」等、平均的損害を超える損害賠償を予定する契約条項
- 2 「当社とお客様との間で本規約に関連する紛争が発生し（中略）訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とします。」等と、貴社と消費者との間で訴訟を行う場合に東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所と定める契約条項

第2 紛争の要点

1 期間内の解約の場合に解約手数料を請求する旨の条項

(1) 貴社が使用する利用規約には、以下の条項があります。

「ウォーターサーバーは別途取り決めがある場合を除き、当社よりお客様に有償で貸与されたものです。初回お届け日の月末を起算日として、ご契約期間中においてご解約された場合は、スタンダードプランをご契約の場合、12,500円（税込13,500円）、ずっとアイディールプランをご契約の場合、13,500円（税込14,580円）をそれぞれ解約手数料としてお支払いいただきます。」

(2) 上記条項は、契約期間内に本件契約を解除した場合の損害賠償額の予定又は違約金を定めるものです。しかしながら、期間内に消費者が契約を解約したとしても、貴社は、新たに別の顧客と契約することで収益を上げ回収を図ることができますし、そもそも、解約の時期が期間の終期に近いほど、貴社の損害は少なくなると考えられます。また、配送業者の引き取りサービスの手数料やウォーターサーバーのメンテナンス料が貴社に発生するとしても、それは、期間終了後の解約の場合も同様であり、消費者が期間内に解約したことによる貴社の損害ではありません。さらに、期間内の解約によって貴社

が計画、予定していた収益が得られなかったとしても、それがそのまま貴社の損害になるわけではありません。

したがって、そこで、期間内の解約につき、一律に13,500円ないし14,580円の解約手数料を定める上記規定は、貴社に生ずべき平均的損害を超える損害賠償額の予定又は違約金を定めるものであり、消費者契約法第9条第1号に抵触します。

2 東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所と定める契約条項

(1) 貴社が使用する利用規約には、以下の条項があります。

「当社とお客様との間で本規約に関連する紛争が発生したときは、両者で誠意をもって協議しこれを解決するものとしますが、訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とします。」

(2) 上記条項は、民事訴訟法第4条以下で定められている管轄を、貴社の本店所在地の地方裁判所に限るとするものです。

しかしながら、貴社は全国各地の消費者を対象として販売活動をされています上、東京本店以外にも、山梨県、大阪府に拠点を有しておられ、これらの拠点から消費者へのサービスを提供しておられます。にもかかわらず、貴社の都合のため、消費者に東京の裁判所での訴訟の対応を強いることは、消費者に著しい不利益を課すものであり、本条項は、消費者が他の裁判所で訴訟を提起できる場合を規定する民事訴訟法第5条の場合に比して、消費者の権利を制限しその利益を一方向的に害する条項と言えます。したがって、本条項は消費者契約法第10条に抵触します。

3 結び

よって、当法人は貴社に対し、消費者契約法第12条第3項に基づき、請求の要旨記載の請求をします。

第3 訴えを提起する予定の裁判所

名古屋地方裁判所